

東日本大震災の発生に係る第 18 回医療経済実態調査(医療機関等調査) 実施における対応(案)

1. 基本方針

東日本大震災の発生という事態を考慮し、調査対象となる保険医療機関等のうち、被災等した保険医療機関等への措置を講ずる。

(参考 1) 第 17 回医療経済実態調査(医療機関等調査)の実施状況からみた被災区域(岩手県、宮城県及び福島県)の占める割合(発送件数ベース)

- ・ 病院(特定機能病院等を除く) 78/1626 = 4.8%
- ・ 一般診療所 110/2414 = 4.6%
- ・ 歯科診療所 45/1113 = 4.0%
- ・ 保険薬局 79/1544 = 5.1%

(参考 2) 厚生労働省関係の各種統計調査の対応状況

- ・ 提出期限の猶予等(人口動態調査)
- ・ 被災地域(岩手、宮城、福島 3 県)のうち、一部を調査対象から除外(毎月勤労統計調査)

2. 具体的措置

抽出された保険医療機関等のうち、下記の区域等に所在する保険医療機関等に対しては、調査票の発送は行わない。

- ・ (社)日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害(流失や焼失)のあった街区として認定した全損地域
- ・ 郵便事業(株)によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
- ・ 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった区域
- ・ 同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域

抽出された保険医療機関等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域に所在する保険医療機関等に対しては、事前に個別連絡を行い、調査協力の了承を得た上で、調査票の発送を行う。

3. 調査実施後の対応

有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する保険医療機関等のデータを除いた集計を別途行うなどの措置を講ずる。